

第14回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

とき 平成26年8月25日(月)
ところ 尼崎市議会棟 第3委員会室

1 第13回議事要旨の確認について

2 協議事項に基づく意見交換について

3 その他について

(添付資料)

- 資料1 第14回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席予定者名簿
- 資料2 第13回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨(案)
- 資料3 市ホームページ「収容犬・収容猫情報について」
- 資料4 平成26年度動物愛護推進員研修会の配布資料

第13回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

1 日 時

平成26年5月26日（月） 午後2時から午後4時

2 場 所

尼崎市議会棟 第3委員会室

3 出席者

（1）委員9名（五十音順 敬称略）

入江昭子、上田つた子、植村興、笹木眞理子、佐藤由希子、瀬戸口敬幸、藤村貴代美、
宮座欣枝、安福章（保健所長代理）

（2）事務局3名

宮永生活衛生課長、大平生活衛生課動物愛護センター所長、林生活衛生課動物愛護
担当係長

4 議事の大要

（1）議事要旨について

- ・協議の結果だけではなく、意見を箇条書きで記載することになった。
- ・委員の中から毎回書記を選出し、その記録を基に事務局が議事要旨を作成することに
なった。

（2）共生ガイドブック（犬、猫）について

- ・犬1,500部、猫1,500部の計3,000部を作成した。
- ・各公共施設への配置、及び動物愛護推進員による市民への配布を検討。

（委 員）

- ・動物愛護や動物問題に関心のある市民に直接配布することはできないか（TNRに取り
組んでいる地域の町会長等）。
- ・作成部数が少ないので、公共施設に閲覧用を1部備え、本当に興味のある人は当該施
設の窓口で直接貰ってもらう方法がいいのではないか。
- ・共生ガイドブックの内容を、市のホームページ（以下：HP）に掲載するはどうか。
- ・TNR活動の広報パンフレットについても製作を進めてほしい。

（3）平成25年度尼崎市動物愛護センターの事業報告について

（委 員）

- ・事業報告のデータをHPに掲載してはどうか。

- ・ 公共の場所等で回収された動物の死体の数はどれぐらいか。外猫は事故で死ぬ可能性が高いのだが（※）。

（事務局）

- （※について）年間約2,000匹である（事務局注：犬、猫、その他動物を含んだ合計。うち、猫は1,600匹強）。

（4）動物愛護推進員について

（事務局）

- ・ 事務局が推進員委嘱前講習会で使用した資料の内容を解説。
- ・ 推進員が行う活動として、センターが行う啓発活動（駅前でのパンフレット配布等の啓発活動等）の支援や譲渡希望者のあっせん（希望者の登録、紹介）、TNR活動への協力等があると説明。

（委 員）

- ・ 協議会と推進員は今後密に連携する必要があるので。協議会は動物愛護に係る問題について広い視野で協議すると共に、推進員の具体的な活動を把握する役割がある。
- ・ 推進員代表を協議会のメンバーに入れて欲しい。
- ・ 推進員は自主的に市の施策に沿った活動を創りあげていくものだ。最初から役所にやつてもらう考えでは推進員制度の意味がない。
- ・ 推進員の活動事例やノウハウを提供してほしい。

（事務局）

- ・ 事務局は推進員からの活動提案を、各推進員にメール、FAX等で情報発信する等の支援はできる。

（5）動物愛護基金について

（委 員）

- ・ 今後は継続的に寄附していただける方を増やしていく必要がある。
- ・ 寄付者にまた寄付をしたいと考えさせるような案内書類を送付するのはどうか。
- ・ 寄付者から基金の具体的な活用状況を報告してほしいとの意見もある。

（事務局）

- ・ 報告はHPに載せている。

（委 員）

- ・ 寄附金収入の報告も大切だが、活用された事が実感できる報告（例：啓発パンフレットを300部作成、避妊手術の助成を何匹分実施した等）も必要である。

- ・数字がはっきりしたデータを1枚モノで出してはどうか。

(6) その他委員からの意見

- ・不妊手術助成金交付制度の改善要望

- 1 手続きの煩雑さの改善
- 2 地域の合意形成のあり方について
- 3 オス猫の去勢手術費に対する助成の検討

- ・動物愛護団体が高齢者や集合住宅での適正飼養のパンフレットを作成した。それを基に団体が講習会等を開催する時はできる範囲で協力をお願いしたい。
- ・平成26年7月26日（土）に阪神尼崎駅前で開催される「動物愛護フェスティバル」についての情報提供があった。

以上

拾得場所	
種類	
毛色	
体格	
性別	
年齢	
備考	

 [その他の写真\(PDF 390.4 KB\)](#)

7



収容日	
収容経緯	
拾得場所	
種類	
毛色	
体格	
性別	
年齢	
備考	

 [その他の写真\(PDF 378.2 KB\)](#)

平成 年 月 日に収容した犬(雑種・白色)は譲渡されました。

平成 年 月 日に収容した犬(雑種・茶色)は返還されました。

[迷い犬・迷いねこの返還について](#)

【推進員活動の遵守事項】

- ア 公共の秩序に反した行為を行わないこと。
- イ 推進員には公務員に準するような職務資格がないことから、施設等への立入調査や監視指導、措置命令などの権限がないことを理解し、遵守すること。
- ウ 推進員の立場を利用し、営利を目的とした活動を行わないこと。
- エ 活動を行ううえで知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とすること。
- オ 活動を行うにあたっては、個人の人格を尊重し、親切丁寧な態度で接するとともに、差別的な扱いや不快の念を抱かせないように努めること。
- カ 活動を行うにあたっては、「動物愛護推進員証」を必ず携行し、相手から求めがあった場合は提示すること。
- キ 動物愛護センターの指示に従うこと。

【推進員の具体的な活動内容】

- ① 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること。

例：「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の普及啓発

例：飼い主から適正飼養に関する相談の受付

- ② 市民に対して、その求めに応じ、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

例：地域住民や飼い主に対して繁殖制限措置の必要性についての普及啓発

例：飼い主からの求めに応じて繁殖制限措置に関する助言

- ③ 犬、猫等の動物の所有者等の求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他必要な支援をすること。

例：地域住民や飼い主に対して終生飼養の必要性についての普及啓発

例：飼い主からの求めに応じて犬猫の譲渡に関する支援や情報提供

- ④ 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策に必要な協力すること。

例：犬猫の適正飼養普及啓発

例：収容動物の譲渡（返還）促進

例：犬猫の所有者明示措置の普及促進

- ⑤ 災害時において、市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力すること。

例：被災動物の世話

動物愛護推進員活動報告書

尼崎市長様

動物愛護推進員氏名：_____

平成 年度の動物愛護推進員活動の状況を、次のとおり報告します。

活動項目	活動の有無	具体的な活動を記載してください
犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
市民に対して、その求めに応じ、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
犬、猫等の動物の所有者等の求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他必要な支援をすること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策に必要な協力すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
災害時において、市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(その他、特記事項)		